



「退職したい」と伝えているが、
退職できない…



いつでも退職できます。
ただし一定のルールはあります。



退職届を書いて提出しましょう

- 退職届の提出日は、会社のルールに従うこと（1か月前 など）
- ルールがない場合は、**14日前には退職届を提出しておこう！**

退職の申し出から2週間経過すると労働契約は終了（民法第627条）



それでも退職できない時は、
専門家に相談しよう！

ただし、有期雇用契約の場合は、
やむを得ない事情がない限り、
原則期間満了まで働くことが
ルールです。